

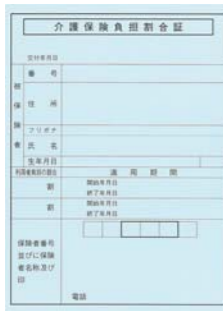


介護保険課からのお知らせ

8月から、現役世代並みの所得がある人は利用者負担の割合が3割になります

高齢化が進む中、介護を必要とする人も増加すると見込まれています。これからも介護保険制度を安定して運営していくための改正の一つとして、利用者負担の割合が所得に応じて、1割または2割、3割になります。ご理解とご協力をお願いします。

利用者負担の割合が確認できる「介護保険負担割合証」



要介護・要支援認定を受けた人や総合事業対象者に交付される「介護保険負担割合証」に、利用者負担の割合が記載されています。

負担割合証の適用期間は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

※要支援・要介護認定を受けている人や総合事業対象者には、7月上旬に送付します。

サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認するので、サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に事業者に提示してください。

◀利用者負担の割合（1・2・3割のいずれか）が記載されます

利用者負担の割合の決め方

変更点 65歳以上で、今まで2割負担だった人のうち、より所得の高い人は3割負担になります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、340万円以上 ・2人以上世帯の場合、463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身の場合、280万円以上 ・2人以上世帯の場合、346万円以上
1割	上記以外の人

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。8月からは、「合計所得金額」から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額を用います。



例えば、合計所得金額が増えて利用者負担の割合が1割から3割になったら、支払う金額は3倍になるの？

利用者負担の割合が3割になっても、サービスを利用したときに支払う金額が3倍になるわけではありません。高額介護サービス費という仕組みがあり、利用者負担が上限額を超えた場合は、申請すると超過分が後から支給されます。そのため、3割負担の人でも44,400円までの負担となります。

ただし、支給限度額を超えた利用者負担分や食費、居住費等は高額介護サービス費の対象にはなりません。



利用者負担の上限額（1カ月）

利用者負担区分	上限額(世帯合算)
●現役並み所得者 ※1	44,400円
●一般	44,400円 ※2
●住民税世帯非課税など	24,600円
・年金収入+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。

※2 同一世帯にいる65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り、年間446,400円を上限とする緩和措置があります。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

「限度額認定証」の更新について

負担額の減額認定を受けた人には、「介護保険負担限度額認定証」を交付しています。介護保険負担限度額認定証は、低所得の人が介護保険4施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する時に食費や部屋代の軽減を受けるためのものです。

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日（火）までです。すでに認定を受けている人には、7月上旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で手続きをしてください。新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）				食費
		部屋代				
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護などを受給している人	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、年金収入+その他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない人で、上記第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円
第4段階	・上記以外の人	負担限度額なし				

※介護老人福祉施設を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。